STマーク使用許諾契約者から当協会に照会があった下記3項目につき、当協会の取扱いを整理しましたので、連絡します。

1. 「透明樹脂や PP コート等」に係る着色料の試験(ST 第 3 部試験及び食品衛生法 試験)について

食品衛生法規格基準(製造基準)、ST基準第3部(1.1「着色料」)に規定する着色料の検査は、無着色のものまで試験は求められていないと考えておりますが、「透明樹脂や透明のPPコート等」については、必ずしも外観だけで着色されていないかどうか判別できない場合があるため、原則として、検査機関では着色料の検査を行います。なお、ST検査申請者から「着色料を使用していない」旨の自己申告があるときは、検査機関では、上記の「着色料」検査は行わないこととします。

(検査機関において、この方針で対応しています。)

2. 「白い紙」・「未着色の木」の ST 第3部「着色料」検査について

「白い紙」・「未着色の木」についても、上記1と同様に、必ずしも外観だけで着色されていないかどうか判別できない場合があるため、原則として、検査機関では着色料の検査を行うこととします。なお、ST検査申請者から「着色料を使用していない」旨の自己申告があるときは、検査機関では、上記の「着色料」検査は行わないこととします。

(本件は平成22年8月1日以降に申請のあった案件から実施します。)

3. 粘土・スライム等(以下「粘土等」)の ST 第3部の検査について「着色料」「重 金属8元素」検査の実施、及び「成分表」の提出について

「粘土等」については、ST検査では、「着色料の溶出検査(ST基準第3部1.1)」「重金属8元素検査(ST基準第3部1.8.2)」を行うとともに、それ以外にも有害な物質が含まれていないかどうか確認するためにST検査申請者に「成分表」の提出を依頼することとします。

企業秘密保持の理由から成分表を提出することが難しい場合については、申 請企業において安全性を確認して頂き、「他に有害な物質は含まれていない」 旨をST検査申請の際に自己申告するようお願いします。 (本件は平成22年8月1日以降に申請のあった案件から実施します。)

なお、「スライム」に「ホウ酸」が含まれる場合がありますが、「ホウ酸」については、毒性データ等を勘案し、製品一個に含まれる「ホウ酸」の量は、「1g」を目安としておりますので、併せてお知らせします。

(問合せ先)

何かございましたら、当協会事務局(山口・中田・小林 1 1 03-3829-2513) まで問合せ下さい。